

九 運搬の仕人積荷運賃の金額を船主と支給されし
 一 泊り三日目支給されしし揚子江を付けること
 二 大サウジの時人仕込金のあつてもなまにわたる積荷されし
 三 積荷未受の仕人積り日かマナを付けること
 三 運賃の地廻り三十元を備は三十元尾久は四十元 五十元 四十五元 少元
 川 八の二元 方林林の元 方下川 四十五元 川 七十元 元 七
 對各 五十二元
 四 勘定目録はしりたし
 五 尚船は修来通り訂造き使用するし(はの口冬まで修業)

別記(二)

圓谷

- 一 莫金を代貸するも金主人の貸共し難し
- 二 事務係の酌の上とて銭を支給ス
- 三 船主の命シタル場合も限多認ム
- 四 水川より一舟捜木ありハ五十銭ヲ支給ス
- 五 客認ス
- 六 修来通りトサレタシ
- 七 保商
- 八 大災具ノ他不取カニヨル漕運難場合ハ五日通運賃ヲ支給ス
- 九 保商
- 十 一月以上ト大作事トシテ認ム
- 十一 保商
- 十二 會社ニ於テ協議トシ回答ス
- 十三 客認ス
- 十四 三港より目録をスル船社ニ於テハ貨物減少ノ折 補備船ヲ現在ト修使
 用スル場合ハ客認共倒シ公基途ニ途着スルシ依而之ヲ打同スル方格ハ備
 船尤更ヲ解 濟 スル以外ニ途ニシ時ニ是事ヲ延 濟 強商社船ハ